

## 条約第19条(1)に基づく説明書

請求項1は、出願当初の請求項1及び2、段落0078の記載をもとにまとめたもので、平板は、副走査方向の断面内において、平板の端部と画像形成部の端部を対角に結ぶ2本の仮想線のうち、平板の垂線と形成する角度が小さい方の仮想線と、平板の垂線が形成する角度が大きくなる方向に傾いている光走査装置である。しかし、引用例には、このような構成を有する記載がありません。

請求項3は、請求項1に従属するように補正しました。

請求項4は、請求項1、3に従属するように補正しました。

請求項5は、請求項1、3、4に従属するように補正しました。

請求項6は、請求項1、3乃至5の何れか一つに記載の光走査装置を備えるように補正しました。